

必要な添付書類

※提出は厳守 平成30年8月29日厚生労働省通知 保保発0829第2号「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」に拠る

全 員	住民票の写し(世帯全員・続柄が記載のもの) ※海外赴任者の帯同家族は提出不要	
16歳以上	平成30年度課税証明書(収入があった人) 又は 平成30年度非課税証明書(収入がなかった人) ※海外赴任者の帯同家族は提出不要	
+	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">↓</div> </div> 平成30年1月～12月分の収入が記載のもの 自治体の書類は「令和元年度」又は「平成31年度」です	
現 状	必要書類	
子 供	配偶者が被扶養者でない場合は配偶者の課税証明書 ※子は両親のうち、収入の多い方の扶養となります。	
年金受給中	直近の「年金改定通知書」又は「年金振込通知書」のコピー(老齢年金、共済年金、企業年金、障害年金、遺族年金も対象です。)	
自営業	青色申告の人	平成30年度確定申告書Bの1ページ目 所得税青色申告決算書
	白色申告の人	平成30年度確定申告書Bの1ページ目 収支内訳書1ページ目
別 居	<p>① 仕送りの金額がわかる「振込の控え」又は「通帳のコピー」</p> <p>※現金の手渡しや仕送りを証明する書類が提出できない場合は認定できません。</p> <p>※原則、国外に在住の親族は認定できません。但し例外あり。</p> <p>※被保険者の単身赴任は同居と考えますので仕送りの書類は必要ありません。</p> <p>② 下宿や一人暮らしの子についてのみ、学生証のコピーがあれば仕送りの証明は不要です。</p>	

上記の現状にあてはまる全ての添付書類が必要です。

(例)社員Aさん … 「年金受給中」で「別居」の母と、「別居」(下宿)の「子供」を扶養に入れていて、妻は働いているため扶養に入っていない場合。

①住民票(Aさん、母、子が記載のもの) ②母と子の課税または非課税証明書 ③母の年金通知書のコピー ④母への仕送り額がわかる通帳のコピー

⑤子の学生証のコピー(子への仕送り証明の代わり) ⑥妻の課税証明書(※社員Aさんと妻の収入が多い方を確認) の以上6点が必要です。

期限内に提出がなければ被扶養者の資格を削除する場合があります。※健康保険法第五十条七項に拠る
確認のために上記以外に追加で書類提出をお願いする場合があります。予めご了承ください。